

第6章 今後の取組等

第1節 今後さらに検討を要する課題等

前章までの内容のほか、今後のブロードバンド整備に向けての留意点や更なる検討が必要な事項を挙げれば、次のとおりです。

1 整備に必要な情報

ブロードバンド整備を行う際には、基本的に、次のような情報を入手することが重要になります。

- ① 民間事業者情報：現状の整備状況、将来の整備計画、各種設備の設置状況 等
- ② 地方公共団体情報：人口・世帯情報、地理情報、開発計画、財政情報 等

これらの情報については、「次世代ブロードバンド戦略2010」中にもあり、総務省総合通信局等を中心とする地域レベルの推進体制や、個々の地方公共団体、民間事業者、総務省総合通信局等による個別の協議の場など、地域の実情に応じた協働の場において共有されることとなっています。

これらの情報は、特に今後、条件不利地域等において地方公共団体等が何らかの公的支援を行い、ブロードバンド整備を計画する場合において、将来に向けた整備計画の適確な策定を行い、同整備計画の確実な履行の担保に資する上で重要であり、地方公共団体等は、整備の前提としてこれらの情報を把握し、一定の将来的な見通しを得る必要があります。

他方、民間事業者の立場からは、特に特定の地域を対象とした個別具体的な将来の事業展開計画については、経営上の理由などから積極的な開示を望まない場合もあり、提示を行うことが困難との回答がある場合も想定されます。

このような場合、民間事業者側の事情にも一定の合理性があり得ると思われますが、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け、地方公共団体等における地域の実情に則した支援方策等の検討を容易にするためにも、民間事業者は、地方公共団体等が将来的なブロードバンド整備の見通しを判断し、整備計画の策定等の作業を行いやすくするための材料として、個別具体的な将来の事業展開計画と併せ、又はこれに代えて、例えば次のような情報を提供することが望まれます。

- ① どのような地域にどのような整備手法が適するか。またそのコストはどの程度になるか。
- ② 実際に、どの地域が事業採算地域や条件不利地域等に当たるのか。 等

2 標準的な費用積算方法等

このマニュアル第2章では、代表的な条件不利地域について、F T T HやA D S L等ブロードバンドの技術ごとの整備コスト事例を示していますが、ブロードバンド整備コストの算出にあたっては、今後とも引き続き、整備対象となる地域の地域特性や用いられる技術の種類等を考慮した整備コスト事例の精査が必要です。

このような費用の算出については、整備対象となる地域の地域特性や利用条件等により、必要な経費が大きく変動することから、どの技術を用いた場合にどの地域でどの程度の費用を要するかという統一的、標準的な費用積算のモデルを構築することは必ずしも容易ではありません。

しかしながら、ブロードバンド整備にあたり、整備主体が当初の段階において大まかな見通しを得る上で、この点をさらに明確にしていくことは極めて重要であり、今後関係者間でさらに検討を要する課題といえます。³³

なお、実際の整備計画策定に伴う費用積算の作業については、設計業者、I C Tコンサルタント等が行うこととなりますが、この際には、複数の業者に費用見積りを依頼すること等により、最適な費用積算を行うよう努めることが重要です。

3 ブロードバンドの広報・P Rについて

サービス提供地域、条件不利地域等を問わず、ブロードバンド・サービスに加えることでどのようなメリットがあるのかという効用や利便性をアピールしていくことは、ブロードバンドの展開促進にとって極めて重要ですが、このブロードバンドの効用、利便性については、実際にはまだまだ広く国民一般の隅々まで、着実に浸透しているとは言えない状況にあります。

ブロードバンド・サービスを利用することの一般的なメリットや必要性については、民間事業者のみならず、国や地方公共団体等においてもP R活動を行うことが重要であり、例えば、国や地方公共団体等が住民向けに説明会を行っている例、地元の住民組織を活用してP R活動に努めている例、地方公共団体等が独自に広報ツールを作成してP Rを行っている例³⁴など、各地域や主体において独自の取組を行っている事例が数多く見られます。

このような広報・P R活動は、ブロードバンドの整備を促進していく上で不可欠であることから、今後とも関係者による継続的な取組が求められますが、特に

³³ 地理的特性に応じてF T T Hの整備コスト試算を行った論稿の例として、総務省情報通信研究所ディスカッションペーパー「Estimating the Cost of Nationwide Optical Fiber Network Development in Japan」(Keisuke Takachi ,Hitoshi Mitomo (2006年4月))がある。

³⁴ 例えば宮崎県では、家庭でのブロードバンド利用イメージをわかりやすく示したアニメーションを作成して、インターネットのホームページ上で公開している。(http://www.mjh21.net/)

今後は、パソコン販売店などのブロードバンド・サービス加入代理店等との連携なども図りつつ、各方面において多層的なPR活動を行っていく方策を検討することも重要な課題です。

第2節 総務省のデジタル・ディバイド解消戦略会議における検討

民間事業者・国・地方公共団体等の取組の下、ブロードバンド・ゼロ地域は着実に解消されているところですが、民間事業者の採算性等の問題や地方公共団体の財政的な理由等により依然としてブロードバンド・ゼロ地域は存在しています。さらに、現時点でブロードバンドが整備されていない地域では、その解消を特に困難にしている特殊事情が存在していることが想像に難くありません。そこで、「ブロードバンド・ゼロ地域の解消」の目標年限である2010年度まで残り3年となった今、ブロードバンド・ゼロ地域の解消をさらに加速化する観点から、ブロードバンド・ゼロ地域が抱える課題を洗い出した上で、その課題を踏まえた整備メニューの整備、所要の支援策の改善の方向性等を検討するため、総務省主催により「デジタル・ディバイド解消戦略会議」³⁵が開催されています（「デジタル・ディバイド解消戦略会議」では、ブロードバンド・ゼロ地域解消とともに携帯電話不感地帯の解消に向けた取組についても検討されています。）。

「デジタル・ディバイド解消戦略会議」については、平成19年10月2日に第1回会議が開催され、平成19年度末に第1次報告書が取りまとめられました。第1次報告書には、光ファイバ網整備と無線技術を組み合わせた「合わせ技」プロジェクトや基盤整備と遠隔医療等利活用の一体的推進等の施策が盛り込まれているところです。同会議では、第一次報告書を基にさらに検討を深め、平成20年6月を目途に最終報告書が取りまとめられる予定です。当該報告書を踏まえたデジタル・ディバイド解消戦略の策定や、具体的支援策の検討等が行われる予定となっています。

このように、総務省においてもデジタル・ディバイド解消に向けた取組が重点的に行われているところですが、現在残っているブロードバンド・ゼロ地域の解消は、一朝一夕にできるものではありません。国による取組はもちろんですが、引き続き、国、民間事業者、地方公共団体等が連携しながら、関係者が一丸となってブロードバンド整備に取り組んでいくことが重要です。

³⁵ 配付資料、議事要旨等について、総務省ホームページにおいて公表している。
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/ddcon/index.html)